

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

	徳島市	徳島市水道局	鳴門市	小松島市
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市土木部土木政策課 TEL 088-621-5326・5327 FAX 088-624-5563 Eメール doboku_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp	〒770-0847 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市水道局総務課契約係 TEL 088-623-2092 FAX 088-623-1027 Eメール suido-soumu@mc-pakara.ne.jp	〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市企画総務部総務課契約検査室 TEL 088-684-1031 FAX 088-684-1336 Eメール keiyakukensa@city.naruto.lg.jp	〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号 小松島市産業建設部建設管理課 TEL 0885-32-2121 FAX 0885-33-1559 Eメール kensetsukanri@city.komatsushima.i-tokushima.jp
提出方法	持参又は郵送	持参又は郵送	年度途中の追加受付は実施しません。	年度途中の追加受付は実施しません。
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	市内企業 市町村内	【県内企業】 今年度は共同受付対象外(令和2年度より共同受付参加予定)	資格有効期間の後半1年用の追加受付のみ実施	
	市町村外	提出書類一覧表(市様式) 技術職員数調(市様式第2号) 地質調査業務を希望する場合のみ 技術職員数調に記載した資格を有することを証する書類の写し の提出がある場合のみ 土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)登録申請書(市様式第17号) 土木関係建設コンサルタント業務のうち廃棄物部門を希望する場合のみ 建設コンサルタント登録規程第2条による登録証明書 の提出がある方のうち、上記規程による登録がある場合		
	県外企業	委任状(任意様式) 年間委任の場合で主たる営業所以外に任命する場合のみ		
		提出書類一覧表(市様式) 委任状(任意様式) 年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合のみ 徳島県内の営業所等届出書(市様式第8号) 徳島県内に営業所等がある場合のみ 徳島市が発行する法人市民税及び固定資産税の納税証明書の写し(直前2年間の事業年度分) の書類を提出した者のうち、徳島市内に営業所がある場合のみ 土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)登録申請書(市様式第17号) 土木関係建設コンサルタント業務のうち廃棄物部門を希望する場合のみ 建設コンサルタント登録規程第2条による登録証明書 の提出がある方のうち、上記規程による登録がある場合		
様式等入手方法	徳島市ホームページ、徳島市土木政策課窓口(徳島市役所5階)	徳島市水道局ホームページ、徳島市水道局総務課契約係窓口(水道局本庁舎2階)		
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	http://www.city.tokushima.tokushima.jp/s-hisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka-shikaku/shinsei-itaku.html	http://www.suido.tokushima.tokushima.jp/index.html		
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	R1.6月中下旬(県がダウンロード可能となった後)	R元.6月下旬(県及び徳島市がダウンロード可能となった後)		
個別審査書類の受付期間	県内企業: R1.7.1～R1.12.10 県外企業: R1.7.1～R1.11.30	県外企業のみ 徳島市と同じ		
資格有効期間	県内企業: 毎月10日〆切の翌月1日～R2.5.31 県外企業: 毎月月末〆切の翌々月1日～R2.5.31	県外企業のみ 徳島市と同じ		
資格認定通知の送付時期	県内企業: 毎月10日〆切の翌月1日頃に送付 県外企業: 毎月月末〆切の翌々月1日頃に送付	送付予定無し		
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	用地取得業務(権利登記、表示登記、不動産鑑定、補償コンサルタント) 受付期間は上記個別審査書類の受付期間と同じ	年度途中の追加受付は実施しません。		
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口及び方法と同じ(ただし、県内業者の提出方法は持参に限る)	上記水道局窓口及び方法と同じ		
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応) 県内企業及び漏水調査業者は対象外		

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

	阿南市	吉野川市	阿波市	美馬市					
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒774-8501 阿南市富岡町1丁目12番地3 阿南市総務部総務課 TEL 0884-22-3804 FAX 0884-22-1249 Eメール kanri@anan.i-tokushima.jp	〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1 吉野川市建設部監理課 TEL 0883-22-2252 FAX 0883-22-2259 Eメールkanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市企画総務部契約管財課 契約・検査担当 TEL:0883-36-8704 FAX:0883-36-8760 Eメール:nyuukei@awa.i-tokushima.jp	〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 美馬市企画総務部総務課 TEL 0883-52-1212 FAX 0883-53-9919 Eメール soumu@mima.i-tokushima.jp					
提出方法	持参又は郵送 市内企業のみを対象に直接持参による、郵送の場合は、提出期間内午後5時必着のこと。	年度途中の追加受付は実施しません。	持参又は郵送(期間内午後5時必着)	持参又は郵送					
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	<table border="1"> <tr> <td>市内企業</td> <td> <p>[市内企業] 県提出の申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分)の写し 測量等実績調書(県様式第3号) 職員数調(県様式) 技術職員名簿(県様式第4号) 資格を有することを証する書類又は更新が必要な資格については有効期間内であることを証する書類を添付 使用印鑑届(様式第1号の印以外を契約等に使用する場合) 代表者の納税証明書(市町村長発行のもの) 同意書(阿南市様式) 県発行の申請書受付票の写し 業者カード(阿南市様式) 県との希望業務が異なる場合は希望する業務に関する登録証明書等を添付</p> </td> </tr> <tr> <td>市町村外</td> <td> <p>[市内企業] - [市内企業]と同じ 委任状(阿南市内の営業所等に年間委任する場合) 原本を添付 法人市民税(阿南市市長発行のもの)(阿南市内の営業所等に年間委任する場合) 県発行の申請書受付票の写し 業者カード(阿南市様式) 県との希望業務が異なる場合は希望する業務に関する登録証明書等を添付</p> </td> </tr> <tr> <td>県外企業</td> <td> <p>[県外企業] 県提出の申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分)の写し 測量等実績調書(県様式第3号) 技術者経歴書(県様式第5号) 使用印鑑届(様式第1号の印以外を契約等に使用する場合) 県発行の申請書受付票の写し 委任状(年間委任する場合) 原本を添付 業者カード(阿南市様式) 県との希望業務が異なる場合は希望する業務に関する登録証明書等を添付</p> <p>県と受任者が違う場合は、提出書類が一部異なる場合がありますので、必ず、阿南市ホームページで提出要領を確認してください。</p> </td> </tr> </table>	市内企業	<p>[市内企業] 県提出の申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分)の写し 測量等実績調書(県様式第3号) 職員数調(県様式) 技術職員名簿(県様式第4号) 資格を有することを証する書類又は更新が必要な資格については有効期間内であることを証する書類を添付 使用印鑑届(様式第1号の印以外を契約等に使用する場合) 代表者の納税証明書(市町村長発行のもの) 同意書(阿南市様式) 県発行の申請書受付票の写し 業者カード(阿南市様式) 県との希望業務が異なる場合は希望する業務に関する登録証明書等を添付</p>	市町村外	<p>[市内企業] - [市内企業]と同じ 委任状(阿南市内の営業所等に年間委任する場合) 原本を添付 法人市民税(阿南市市長発行のもの)(阿南市内の営業所等に年間委任する場合) 県発行の申請書受付票の写し 業者カード(阿南市様式) 県との希望業務が異なる場合は希望する業務に関する登録証明書等を添付</p>	県外企業	<p>[県外企業] 県提出の申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分)の写し 測量等実績調書(県様式第3号) 技術者経歴書(県様式第5号) 使用印鑑届(様式第1号の印以外を契約等に使用する場合) 県発行の申請書受付票の写し 委任状(年間委任する場合) 原本を添付 業者カード(阿南市様式) 県との希望業務が異なる場合は希望する業務に関する登録証明書等を添付</p> <p>県と受任者が違う場合は、提出書類が一部異なる場合がありますので、必ず、阿南市ホームページで提出要領を確認してください。</p>	<p>県提出の申請書様式第1号で押印したものの(2ページ分)の写し 登記事項証明書(法人)【写し可】 身分証明書(個人)【写し可】 都道府県税の納税証明書【写し可】 印鑑証明書【写し可】 使用印鑑届(阿波市様式第5号) 委任状(阿波市様式) 権限委任する場合に提出 直前2年間の測量等実績調書(阿波市様式第3号等) 技術者経歴書(阿波市様式第4号等) 県へ提出した業者カードの写し 阿波市様式の業者カード 権限委任をし、委任先が県と異なる場合に提出業務に関する登録証明書等【写し可】 阿波市内の営業所等に権限委任をする場合に提出 県発行の申請書受付票の写し</p> <p>必ず詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。</p>	<p>[市内企業] 県提出の申請書様式第1号(押印したものの、2ページ分)の写し 登記事項証明書(法人)又は身分証明書(個人) (原本又は写し) 徳島県発行の申請書受付票の写し 測量等実績調書 業者カード 職員数調(美馬市様式) 登記事項証明書(法人)又は身分証明書(個人) (原本又は写し) 納税証明書(法人・消費・県・市税・代表者その他役員に係る市税)(原本又は写し) 委任状(年間委任する場合で、主たる営業所以外に委任する場合) 営業所の所在地図、見取図及び写真</p> <p>[市外企業] 県提出の申請書様式第1号(押印したものの、2ページ分)の写し 徳島県発行の申請書受付票の写し 測量等実績調書 業者カード 委任状(年間委任する場合で、主たる営業所以外に委任する場合) フラットファイル(色不問)に綴じて提出</p>
市内企業	<p>[市内企業] 県提出の申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分)の写し 測量等実績調書(県様式第3号) 職員数調(県様式) 技術職員名簿(県様式第4号) 資格を有することを証する書類又は更新が必要な資格については有効期間内であることを証する書類を添付 使用印鑑届(様式第1号の印以外を契約等に使用する場合) 代表者の納税証明書(市町村長発行のもの) 同意書(阿南市様式) 県発行の申請書受付票の写し 業者カード(阿南市様式) 県との希望業務が異なる場合は希望する業務に関する登録証明書等を添付</p>								
市町村外	<p>[市内企業] - [市内企業]と同じ 委任状(阿南市内の営業所等に年間委任する場合) 原本を添付 法人市民税(阿南市市長発行のもの)(阿南市内の営業所等に年間委任する場合) 県発行の申請書受付票の写し 業者カード(阿南市様式) 県との希望業務が異なる場合は希望する業務に関する登録証明書等を添付</p>								
県外企業	<p>[県外企業] 県提出の申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分)の写し 測量等実績調書(県様式第3号) 技術者経歴書(県様式第5号) 使用印鑑届(様式第1号の印以外を契約等に使用する場合) 県発行の申請書受付票の写し 委任状(年間委任する場合) 原本を添付 業者カード(阿南市様式) 県との希望業務が異なる場合は希望する業務に関する登録証明書等を添付</p> <p>県と受任者が違う場合は、提出書類が一部異なる場合がありますので、必ず、阿南市ホームページで提出要領を確認してください。</p>								
様式等入手方法	阿南市ホームページ		阿波市ホームページ	美馬市ホームページ					
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	http://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2013020800022/		https://www.city.awa.lg.jp/	http://www.city.mima.lg.jp/nyusatsu/index.html					
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	令和元年6月中旬		R1.7月中旬から	R1.6月中旬より					
個別審査書類の受付期間	県と同じ		R1.8.15～R1.12.11	R1.7.1～R1.12.10					
資格有効期間	県内企業:毎月10日締切の翌月1日～令和2年5月31日 県外企業:毎月月末締切の翌々月1日～令和2年5月31日		県内外企業とも R1.10.1(個別審査書類受付日により変化)～R2.5.31 詳細につきましては、阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。	県と同じ					
資格認定通知の送付時期	送付予定なし		送付予定無し	送付予定無し					
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	なし		無し	無し					
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	個別審査書類と同じ		上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ					
追加受付への対応	共同受付で対応		県の共同受付に準じて実施(ただし、資格有効期間等県と異なる部分があるため、詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。)	県と同様(共同受付で対応、7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付ながら翌月、それ以外なら翌々月認定、県外企業は受付月の翌々月認定。)					

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

	三好市	勝浦町	上勝町	佐那河内村
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2 三好市総務部管財課 TEL0883-72-7635 FAX0883-72-7202 E-mail: kanzai@miyoshi.i-tokushima.jp	〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 勝浦町建設課 TEL 0885-42-1506 Eメール kensetsu@town.katsuura.lg.jp	〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1 上勝町総務課 TEL 0885-46-0111	〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71-1 佐那河内村総務企画課 TEL 088-679-2113 Eメール soumu@vill.sanagochi.lg.jp(LGWAN経由) soumu@sanagochi.i-tokushima.jp(インターネット経由)
提出方法	持参又は郵送	年度途中の追加受付は実施しません。	年度途中の追加受付は実施しません。	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	市町村内 県内企業			[市内企業のみ] 県提出の申請書様式第1号(押印したものの)
	市町村外 県外企業			[村内企業のみ] 使用印鑑届(原本) 村税等の未納がない証明書(写し可) は毎年度提出が必要 委任状(委任先が県と異なる場合) 委任状を提出する業者は、県提出の申請書様式第1号(押印したもの)も添付してください。(写し可) 委任状(委任先が県と異なる場合) 委任状を提出する業者は、県提出の申請書様式第1号(押印したもの)も添付してください。(写し可)
様式等入手方法	三好市ホームページ			佐那河内村ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/			http://www.vill.sanagochi.lg.jp/
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	R01.6月下旬			平成29年6月中旬
個別審査書類の受付期間	令和元年7月1日～令和元年12月10日			県と同じ
資格有効期間	受付日の属する月の翌々月1日～令和2年5月31日			県内外企業とも認定した日～令和2年5月31日
資格認定通知の送付時期	送付予定無し			送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し			無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口及び方法と同じ			上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応	県の共同受付に準じて実施(追加受付の詳細については、三好市ホームページに掲載します。)			県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付。県内企業は毎月10日まで受付ならず翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

	石井町	神山町	那賀町	牟岐町
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1 石井町建設課 TEL 088-674-1117 Eメール kensetsu@town.ishii.lg.jp	〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地 神山町総務課 TEL 088-676-1111 Eメール soumu@town.kamiyama.lg.jp	〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104-1 那賀町会計課検査室 TEL 0884-62-1120	〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4 牟岐町建設課 TEL 0884-72-3418
提出方法	年度途中の追加受付は実施しません。	持参又は郵送	独自で追加受付を実施します。受付日程や必要書類については上記問合せ先に直接お問い合わせください。(共同受付は実施しないので、県では書類受付を行いません。)	
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	市内企業	個別審査書類は徴しない		個別審査書類は徴しない
	市町村外			
	県外企業			個別審査書類は徴しない
様式等入手方法				県の様式に準ずる
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元				
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期				
個別審査書類の受付期間				県と同じ
資格有効期間		県と同じ		県と同じ
資格認定通知の送付時期		送付予定無し		送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)		無し		共同事業体の申請は徴で申請書類一式を受け付ける
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		上記窓口及び方法と同じ		上記窓口と同じ 提出方法は持参、郵送とも可
追加受付への対応		県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付。県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	年度途中の追加受付は随時対応(町独自で対応)	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付。県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

	美波町	海陽町	松茂町	北島町
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 美波町建設課 TEL 0884-77-3618	〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128 海陽町管財課 TEL 0884-73-4169 FAX 0884-73-3097	〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 松茂町総務課 TEL:088-699-8710 FAX:088-699-6010 Eメール soumu@town.matsushige.tokushima.jp	〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 北島町総務課 TEL 088-698-9801
提出方法		年度途中の追加受付は実施しません。	年度途中の追加受付は実施しません。	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	市町村 市町村内 市町村外 県外企業			(全企業) 申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) 営業所一覧表 測量等実績調書(直前2年分) 委任状(共通審査書類と相違がある場合) 業者カード(県提出のもの) 北島町政治倫理条例第16条に基づく誓約書(町様式) 県発行の申請受付票の写し 提出書類チェック表
様式等入手方法				北島町ホームページ、入札参加資格申請書よりダウンロード https://www.town.kitajima.lg.jp/
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元				
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期				H31年1月10日頃～
個別審査書類の受付期間				随時
資格有効期間	県内外企業とも 県と同じ			県内外企業とも 認定した日～R2.4.30 (県と同じ)
資格認定通知の送付時期	送付予定無し			送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し			簡易登録の受付については、随時(詳細は北島町まで) 簡易登録 ・1件につき130万円以下の建設工事又は製造の請負契約 ・1件につき80万円以下の財産の買入れ ・1件につき50万円以下のその他の契約
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口と同じ 提出方法は持参、郵送とも可			上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応、7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定、県外企業は受付月の翌々月認定。)			県と同様(共同受付で対応。)

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

	藍住町	板野町	上板町	つるぎ町
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上 52-1 藍住町建設課 TEL 088-637-3122 FAX 088-637-3152 Eメール kensetsu@aizumi.tokushima.jp	〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南 22-2 板野町建設課 TEL 088-672-5996 FAX 088-672-5553 Eメール kensetsu@town-itano.tokushima.jp	〒771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地 上板町建設課 TEL 088-694-6812 Eメール ke@kamita.tokushima.jp	〒779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3 つるぎ町管理課 TEL 0883-62-3111 FAX 0883-62-4944 Eメール kanri@town.tokushima-tsurugi.lg.jp
提出方法	持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	市町村内	<p>【全企業】 県提出の申請書様式第1号(押印したもの) 町税等の納税状況調査同意書 藍住町暴力団排除要綱に伴う誓約書</p>	<p>【全企業】 県提出の申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) 測量等実績調書 代表者の納税証明(代表者が板野町に在住する場合) 委任状(委任先が県と異なる場合)</p>	<p>【町内企業】 申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) 営業所一覧表 業者カード 測量等実績調書 町税等の納税状況調査同意書 委任状(委任先が県と異なる場合)</p>
	市町村外		<p>【町外企業】 上板町内に主たる営業所がある場合のみ 申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) 営業所一覧表 業者カード 測量等実績調書 町税等の納税状況調査同意書(代表者が町内に在住する場合) 委任状(委任先が県と異なる場合)</p>	<p>【町外企業】 (1)つるぎ町内に支店、営業所等がある場合のみ 県に提出の申請書様式第1号(押印したもの) 町税に係る納税証明書(写し可) (2)主たる営業所以外に年間委任する場合のみ 県に提出の申請書様式第1号(押印したもの) 委任状(任意様式) 上記(1)又は(2)に該当しない場合は、個別審査書類は必要ありません。</p>
	県外企業		<p>【県外企業】 上板町内に主たる営業所がある場合のみ 申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) 営業所一覧表 業者カード 測量等実績調書 町税等の納税状況調査同意書(代表者が町内に在住する場合) 委任状(委任先が県と異なる場合)</p>	<p>【県外企業】 (1)つるぎ町内に支店、営業所等がある場合のみ 県に提出の申請書様式第1号(押印したもの) 町税に係る納税証明書(写し可) (2)年間委任先が県と異なる場合のみ 県に提出の申請書様式第1号(押印したもの) 委任状(任意様式) 上記(1)又は(2)に該当しない場合は、個別審査書類は必要ありません。</p>
様式等入手方法	藍住町ホームページ内	板野町ホームページ内	上板町ホームページ内 入札情報よりダウンロード	個別審査書類に係る様式はありません。
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	https://www.town.aizumi.lg.jp/	http://www.town.itano.tokushima.jp/	http://www.townkamiita.jp/	無し
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	R1年7月上旬予定	R1年6月下旬予定	H31年1月から	個別審査書類に係る様式はありません。
個別審査書類の受付期間	県と同じ	県と同じ	県共同受付後随時受付	県と同じ
資格有効期間	県と同じ	県と同じ	県内外企業とも R1.5.1~R2.4.30	県と同じ
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し	無し	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応	県と同じ	県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応、7~11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付ながら翌月、それ以外なら翌々月認定、県外企業は受付月の翌々月認定。)

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

		東みよし町
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒771-2595 徳島県三好郡東みよし町昼間3673番地1 東みよし町建設課 TEL 0883-79-5342 FAX 0883-79-3235 Eメール kensetsu01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp	
提出方法	持参又は郵送	
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業	市町村内 個別審査書類は徴しない
	市町村外	
	県外企業	
様式等入手方法		
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元		
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期		
個別審査書類の受付期間		
資格有効期間	県内外企業とも認定した日～令和2.5.31	
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し	
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口と同じ 提出方法は持参、郵送とも可	
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応、7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定、県外企業は受付月の翌々月認定。)	